

平成 29 年度 第 1 回熊本市障害者施策推進協議会

1 開催日時

平成 29 年 7 月 20 日(木)

14 時 00 分～16 時 00 分

2 会場

熊本市役所別館自転車駐車場 8 階会議室

3 出席委員(順不同)

委員名

相藤委員、一門委員、勝本委員、熊川委員、古賀委員、潮谷委員、田中委員、多門委員、中山委員、西委員、早咲委員、日隈委員、福島委員、松村委員、丸住委員

4 欠席者

委員名

奥山委員、栗原委員、興梠委員、水田委員、宮田委員

5 議事次第

1. 開会

2. 事務局挨拶

3. 委嘱状交付・委員紹介

4. 事務局紹介

5. 事務局説明

6. 会長選出・副会長指名

7. 議事

(1) 「熊本市障がい者プラン」及び「第 4 期熊本市障がい福祉計画」に関する施策の実施状況報告

(2) 第 5 期熊本市障がい福祉計画及び第 1 期熊本市障がい児福祉計画の策定について

(3)その他

・障害福祉サービスに係る利用者負担軽減の見直しについて

8. 事務局連絡

9. 閉会

1. 開会

■進行

本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。開会にあたり本日の配布資料の確認を行います。本日の配付資料として

- ①次第
- ②委員名簿
- ③席次表
- ④委嘱状
- ⑤熊本市障害者施策推進協議会条例
- ⑥資料3 第5期熊本市障がい福祉計画及び第1期熊本市障がい児福祉計画の策定について
- ⑦資料4 障害福祉サービスに係る利用者負担軽減の見直しについて(案)
- ⑧別紙1【資料1】に関する委員事前質問・意見一覧
- ⑨別紙2【資料1】の正誤表

以上9点になります。事前に送付した資料は

資料1 熊本市障がい者プランに関する施策の実施状況等について

資料2 第4期熊本市障がい福祉計画の達成状況等について

以上の2点になります。本日の資料が不足している方、送付資料をお持ちでない方はおられませんか。

それでは平成29年度第1回熊本市障害者施策推進協議会を開会します。よろしくお願い申し上げます。事務局挨拶として障がい者支援部長田中よりご挨拶申し上げます。

2. 事務局挨拶

■事務局

皆様こんにちは。障がい者支援部長の田中です。ご多忙中、熊本市障害者施策推進協議会委員の就任をご承諾いただきまして、心よりお礼を申し上げます。皆様方には本協議会をはじめ、日頃より本市の障がい福祉施策にご理解、ご協力いただきまして重ねてお礼申し上げます。

熊本地震から1年3か月が経ちました。改めて被災された方々に対して心からお見舞い申し上げます。今年度、本市では熊本地震からの復旧、復興を加速させる復興元年と位置づけており、まずは不自由な生活を余儀なくされている方々の生活再建を最優先に取り組んでいます。また、熊本地震においては、障がい者に対する対応について様々なご意見をいただきました。ご

意見については、先月末に新たな熊本市防災計画にも反映されています。現在福祉避難所の運営マニュアルを作成していますので、この中にも活かして災害発生時には障がいのある方が不安を感じることがないようにしっかりと対応したいと考えています。

今年度の協議会では法改正に伴い、新たに義務づけられた障がい児福祉計画や第5期障がい福祉計画の審議が中心となります。この中では国が打ちだしている「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けての取り組みや、障害福祉サービスに係る利用者負担軽減の見直しなど今後の障がい福祉施策の方向性に繋がる課題が多くあります。

委員の皆様には様々な観点から忌憚のないご意見をいただきまして、本市の障がい福祉に関する議論をさらに深めていただきたいと思います。

最後になりますが引き続き皆様のご協力をお願い申し上げて、簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3. 委嘱状交付・委員紹介

■進行

次に次第の「3 委嘱状交付・委員紹介」に移ります。はじめに熊本市障害者施策推進協議会委員の委嘱についてでございます。市長から委嘱状を直接交付すべきところではございますが、本日は机上交付とさせていただきます。

続いて本協議会の委員の皆様のご紹介をいたします。配付資料の熊本市障害者施策推進協議会の委員名簿をご覧ください。本来ならば、ご出席いただいている皆様お一人おひとりにご挨拶いただくべきところですが、議事の都合により本日は委員名簿をもって代えさせていただきます。なお、本日は奥山委員、栗原委員、興梠委員、水田委員、宮田委員より欠席のご連絡をいただいております。

4. 事務局紹介

■進行

次第の「4 事務局紹介」につきましても、議事の都合により本日の委員名簿下部への記載をもって紹介に代えさせていただきます。ご了承ください。

5. 事務局説明

■進行

次第の「5 事務局説明」に移ります。事務局より熊本市障害者施策推進協議会についてご説明いたします。

■事務局

私から障害者施策推進協議会の概要について説明いたします。

本日の資料で施策推進協議会の条例と関係法令をお配りしていますが、障害者施策推進協議会は障害者基本法第36条に基づいて設置されている協議会になります。

この協議会では、熊本市障がい者プランや障がい福祉計画の策定をはじめ、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査、審議するなどの役割を担っています。協議会の組織、運営についてはお配りしている条例で定めておりまして、委員の皆様は任期を2年としています。今回の任期、2年間については、今年度は障害者総合支援法に基づく第5期障がい福祉計画の策定を予定しておりまして、来年度が障害者基本法に基づく市の障がい者プランの策定を予定しています。それらに関する審議を中心にお願ひすることとなりますので、ご協力をお願いします。説明は以上です。

6. 会長選出・副会長指名

■進行

次に次第の「6 会長選出・副会長指名」に移ります。

熊本市障害者施策推進協議会条例第4条第1項の規定により、当協議会の会長を選出します。なお会長は委員の互選により定めることとなっておりますが、どなたかご推薦はありますでしょうか。

■田中委員

前会長でいらっしやった相藤委員に引き続きお願ひするのはいかがでしょうか。

■進行

相藤委員にお願ひしたいといった意見がありました皆様がいかがでしょうか。

一同拍手

■進行

相藤委員はお引き受けいただけますでしょうか。

■相藤委員

引き受けます。

■進行

ありがとうございます。会長は相藤委員にお願いすることに決定いたしました。恐れ入りますが相藤委員は中央の会長席へ移動をお願いします。

それでは相藤会長より一言お願いいたします。

■相藤会長

改めまして皆さんこんにちは。ご推薦いただきまして会長を引き受けさせていただきました相藤でございます。前回に引き続き受けさせていただきました。熊本市に住む障がいのある方々が本
当に住んで良かったと思えるような施策を協議できればと思っております。そのためには皆様のご協力があればスムーズに進行するかと思いますので、よろしくをお願いいたします。

■進行

ありがとうございました。続きまして同要綱第4条第3項の規定により副会長の役割を担っていただきます委員の指名を、相藤会長をお願いします。

■相藤会長

昨年に引き続いてですので、良ければ一門委員にお願いできますでしょうか。よろしく
願います。

■進行

相藤会長より一門委員のご指名がございましたが、一門委員はお引き受けいただけます
でしょうか。

■一門委員

引き受けます。

■進行

ありがとうございます。会長の指名により一門委員にお願いすることに決定いたしました。一門委員は中央の副会長席へ移動をお願いします。それでは一言お願いします。

■一門副会長

福祉の分野は専門外なので、いろいろ勉強させていただければと思っています。よろしくお願いします。

■進行

それでは協議会の議事に移らせていただきます。これからの進行は相藤会長にお願いします。

7. 議事

(1)「熊本市障がい者プラン」及び「第 4 期熊本市障がい福祉計画に関する施策の実施状況報告」

■相藤会長

それでは議事に入ります。議事(1)「熊本市障がい者プラン」及び「第 4 期熊本市障がい福祉計画に関する施策の実施状況報告」について、事務局より説明をお願いします。

■事務局

議事(1)「熊本市障がい者プラン」及び「第 4 期熊本市障がい福祉計画に関する施策の実施状況報告」について説明します。資料の説明に入る前に計画の位置づけについてご説明します。熊本市障がい者プランは障害者基本法に基づく市町村障害者計画であり、本市の障がい福祉施策に関する基本的な事項を定めた計画です。現行のプランは平成 30 年度までが計画期間となっています。また障がい福祉計画は障害者総合支援法に基づく計画で、障害福祉サービス等の見込み量やその確保のための方策等を定めたものでございます。のちほど議題となっておりますが、今年度中に第 5 期計画を策定することとしています。

今回は事前に資料を送付させていただいておりますので、それぞれの詳細についての説明は省略したいと思っております。昨年度の会議の中で質疑応答や意見交換の時間を取るために、資料の事前配布や質問の事前聴取をしてほしいとのご要望がありましたので、このような形を取っています。

それでは資料1の熊本市障がい者プランに関する施策の実施状況等について説明します。

資料 1 の表紙をめくっていただきますと、熊本市障がい者プランの施策の体系を掲載しています。基本理念である「自立と共生の地域づくり」があり、その下に記載している7つの分野別の施策を定めています。「1 相互理解の促進と市民参加の活動」、「2 生活の場を拠点とする利用者本位の支援」、「3 保健と医療サービスの適切な提供」、「4 すべての人にやさしく安全なまちづくり」、「5 生涯にわたる教育等の支援体制」、「6 自立と社会参加への条件整備」、「7 情報提供の充実」となっています。分野別施策の下に施策の方向性があり、取り組む基本的な事項を定めています。これについては記載の通りです。

続きまして、プランにおける具体的な取り組みに記載をしています。平成 28 年度の実績、評価も記載しています。この評価について説明いたしますと、Aが実施、Bが一部実施、Cが未実施の3つの評価になっています。28 年度の全般的な傾向としては、前年度と比較してB評価、又はC評価が比較的増加しています。これについては、熊本地震の影響で事業の中止、規模を縮小して実施せざるを得なかったなどの要因があります。その例として資料1の 23 ページにある、「3 生涯学習の振興」の施策の方向性「①学習機会の提供」の項目ですが、希望荘での学習講座について書いてあります。障がいのある方に学習の機会を提供していますが、熊本地震の被害があり休館となっています。他施設を活用して講座を実施したこともありましたが、他施設では実施できない講座もありました。そういった点からB評価にしています。このような熊本地震の影響によるB評価、あるいはC評価が若干あります。他の事業においてもそういった傾向があります。

地震以外の要因で評価がB、Cとなっている点も若干あり、プラン期間中の実施に向けて取り組みが必要となっています。またA評価であっても、これから更に取り組む必要があるものもありますので、今後着実に進めていきたいと考えています。評価以外に 28 年度に残った課題や今後の方針、あるいは 29 年度の取り組み予定等もまとめていますので、ご確認ください。以上です。

続きまして、第4期熊本市障がい福祉計画の進捗状況についてご説明いたします。第4期障がい福祉計画は平成 27 年度から平成 29 年度までの障害福祉サービス等の見込み量やその確保のための方策等を定めたものです。実施状況については、平成 24 年度から掲載しており、目標値は国の基本方針に基づいて平成 25 年度を基準としています。

1ページ、障がい種別ごとの手帳所持者数をみると、平成 24 年度から増加し続けています。身体障害者手帳所持者の中では肢体障がいが 14,192 件と最も多く、続いて内部障がいが 11,629 件と、この2つの障がいで8割を超えています。また、年齢構成を見ていただくと 65 歳以上の占める割合が平成 28 年度で 71.8 パーセントと増加しています。

2ページをお願いします。療育手帳所持者も 24 年度から増加しており、特にB1、B2と中度の件数が伸びています。18 歳以上と 18 歳未満で比較をしてみると、ほとんど割合が変わることなく 18 歳未満が 32 パーセント程度を占めていました。

続いて精神障害者保健福祉手帳所持者ですが、平成 24 年度から伸びが一番多くなっています。このうち 2 級が著しく伸びています。

3ページは指定難病医療受給者証所持者数ですが、平成 24 年度から伸びております。ただし、30 年1月から指定基準が改定されることから今後の推移を見ていきたいと考えています。

4 ページには、本市における事業所指定の状況について掲載しています。平成 29 年 4 月 1 日現在で 614 件となっていて、平成 27 年度から 122 件増加しています。サービス提供量も増加していますが、居宅介護と自立訓練(生活訓練)と就労移行支援が計画値に達しておりませんでした。障害児通所支援は事業所の増加、利用者等も増加しており、特に放課後等デイサービス事業所の増加が著しいところです。相談支援事業所の中で特定相談支援を行う事業所も増え、

今年度になります。全ての利用者のプラン作成ができました。

平成 29 年度の数値目標と達成状況について説明します。第 4 期障がい福祉計画では必要とされる訪問系、日中活動系のサービスの保障、グループホーム等の充実及び、地域生活支援拠点を整備し、入所から地域生活への移行推進、福祉政策から一般就労への移行を推進するという基本的な考え方にに基づき、4つの数値目標を挙げており、それに沿ってご説明します。福祉施設から地域生活への移行支援については、入所施設から地域生活に移行する者の数、施設入所者の減少数ということで数値目標を挙げています。平成 28 年度の地域生活への移行者数は 7 名に留まり、思うように伸びていません。また、施設入所者数についても、昨年度とほとんど実績は変わらず、減少がみられておりません。要因としては、全国的な傾向でもありますが、入所者の重度化・高齢化等により、思うように地域移行が進まなかったことが考えられます。入所者の区分を見ても区分の平均が 5.3 となっており、重度障がい者の方が入所されている状況で、なかなか退所には繋がっていません。

6ページの入院中の精神障がい者の地域生活への移行の項目について、ご説明いたします。入院後 3 ヶ月、1 年の退院率、長期在院者数という指標を挙げており、3 ヶ月と 1 年の退院率については、目標値を達成しています。1 年以上の長期在院者数は平成 28 年 6 月末の時点で、1,613 人(8.2%の削減)に留まっており、退院支援制度や退院後サービス等の啓発が十分でないことも要因となっています。この点についてもリーフレット等、病院のケースワーカーや看護師の認知度も低かったことも把握していますので、今後計画の中に入れていきたいと思っています。地域生活支援拠点等の整備も挙げていまして、国の基本方針に基づき 1 箇所と設定していましたが、これについては達成できませんでした。地域生活支援拠点は平成 32 年度までには整備予定にしております。拠点における相談支援機能の中核的な役割として市内 9 箇所の熊本市障がい者相談支援センターに、地域との連携強化の機能を付加した基幹相談支援センターの設置を検討しており、設置時期は平成 30 年の 4 月を予定しております。

7 ページをご覧ください。福祉施設から一般就労への移行等ということで、就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者の数、就労移行支援事業所の利用者数、就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所の割合を目標値に挙げています。就労移行については目標値の 63 人を上回る 74 人が一般就労に移行していますが、平成 27 年度の実績が 78 人と、やや減少しています。就労移行支援事業所の利用者数は、実績が 137 人で目標には達しませんでした。就労移行率が 3 割以上の事業所の割合について、実績が 32%で、平成 27 年度実績 20%と比較するとやや増加したものの、目標値の 50%には達しませんでした。この就労移行支援の利用者の障がい内訳を見ると、精神の方が約 65 パーセントを占めていて、震災以降事業所を利用することが困難であったり、継続して通うことが困難であったりすることが理由の 1 つになるかと思えます。目標については以上です。

8ページから、障害福祉サービスの必要量の見込みと利用実績です。先ほど申し上げましたが、利用実績については昨年 4 月、5 月が前年に比べて半数など、利用が進まない状況があり、全体としては利用実績が上がっていないものが多くありました。居宅についても、計画よりも下が

っていました。重度訪問介護についてサービス量は伸びていません。行動援護については4月の時点で活用されており、避難所での暮らしや、手続き等で動かれていることが多かったのではないかとみています。日中活動系サービスの見込み量ですが、予測に反して4月、5月の利用状況があまり伸びておらず、実績は去年と同程度になっています。自立訓練(機能訓練)の下がり具合について、要因としては該当サービスの標準利用期間が1年半と制限があるために、利用後は在宅サービスなど別の福祉サービスに繋がったほか、介護でも同様のサービスがあり、40歳以上の方で介護該当の疾病の場合については、介護保険サービスのほうも選べるということで利用者があまり伸びていないのではないかと思います。

11 ページの就労移行支援については地震の影響もあり、なかなか伸びなかった状況です。

12 ページにある就労継続支援(A型)については事業所、利用実績も増えています。29年度から事業所指定について制限が設けられており、今後は考えていかなければならないと思っております。

14 ページをお願いします。療養介護ですが、28年度急激に増えていますが、これは「くまもと江津湖療育医療センター」が増床されたことで増加につながったと考えております。

15 ページの短期入所(医療型)ですが、27、28年度に増量が見込まれていましたが、「くまもと江津湖療育医療センター」さんが増床されたことで入所につながり、通常の医療型を使っている方が入所されたために伸びなかったと思っております。

16 ページは短期入所(福祉型)についてです。若干利用実績が減っていますが、地震で休止等があったので、使いたかったが使えなかったということもみられます。

17 ページ、共同生活援助(グループホーム)は随時伸びていて、実績も随時増えています。

18 ページは計画相談、相談支援の見込量です。19ページの表にありますが、24年度に事業開始をしまして、施設入所についてのプランを立てるといった年度でした。25年度は居宅サービスの計画を立てる年度で、26年度が就労系に関して3年のサービスについて全てプランを入れるということで徐々に増えてきたところです。27年度については、ほぼそれまでの方々が入ってしまっていたので、増量はなかったことと想定されます。29年度の6月で全ての利用者に対してプランを策定することができています。

19 ページの地域移行支援ですが、これについては利用実績が伸びておらず、制度の理解が難しい、支援に対して大変なこともあり、なかなか進んでいませんが、今後新しい障害福祉サービスの制度が新設されることから、そちらも使っていただきたいと思っております。

20 ページ、障害児通所支援の見込み量です。ご存じのように障がい児の通所については事業所も増えており、利用者も増えています。これについては、質について今後検証していかなければならないと考えております。厚労省から保育士等の有資格者配置について言ってきているので、今後注視したいと思っております。

23 ページは医療型児童発達支援についてです。市内の事業所数は0件となっていますが、熊本県こども総合療育センターにお世話になっており、そこを利用してもらっています。

25 ページ障害児相談支援の見込量については、状況をお示ししています。

26 ページからは地域生活支援事業の必要見込量と利用実績ということでお示しています。福祉サービスだけでは補完できない熊本市の実情に合わせた事業についてご説明しています。この事業では障がい者への理解促進、差別解消の取り組み、各種相談事業、日常生活用具の給付等きめ細やかなサービスの提供ということで組み立てをしています。相談支援事業は、今後拠点になるような相談支援事業所についてご説明をさせていただいています。現在は 9 か所ございます。

28 ページ日常生活用具給付事業について説明しております。昨年の熊本地震の被害による再支給もあり、支給金額が増加しています。

29 ページの発達障がい者支援センター運営事業については、開設当初の総支給量の見込は、年間延べ 1,000 件と見込んでいましたが、平成 27 年度には当初見込みの 2.5 倍を超す 2,599 件、平成 28 年度は 3 倍を超す 3,317 件の支援を実施しており、当初の見込みを大幅に超え急速に伸びている状況です。今後ニーズが増えていくことを考えると今後の体制について検討しなければならないと考えております。

残りの項目についても資料を読んでいただければと思います。いくつか課題もあり、第 5 期計画に反映して生かしていきたいと考えております。以上です。

お配りしている資料の別紙1になりますが、障がい者プラン及び障がい福祉計画の進捗状況について、委員の皆様からいただいたご質問にうつります。お忙しい中に多くの質問をいただきましてありがとうございます。全部で 17 項目ご質問をいただいています、それぞれについて担当課から説明していきたいと思っております。今回は障がい者プランのみのご質問ばかりでしたので、資料 1 と見比べながら聞いていただければと思います。

(1) サマーほっとクラブの休止に関するご意見について

(障がい保健福祉課) サマーほっとクラブは平成 15 年度から実施していて、利用登録者数の推移を見ると、平成 19 年度の 265 人を境に年々減少傾向にあります。昨年度はピーク時の約 4 分の 1 の 64 名でした。64 名の児童の保護者の方に放課後等デイサービスの利用についてアンケートをとりました。回答者 57 名のうち 31 人(54.4%)の方が放課後等デイサービスとサマーほっとクラブを併用していました。休止の周知については、5 月 24 日に前年度の利用者全員、5 月 25 日には市内小中学校及び県内特別支援学校に休止に係る文章を発送していますが、通知が大変遅くなったことをこの場を持ちましてお詫び申し上げたいと思います。

今年度は事業休止としていますが、放課後等デイサービスが充実してきたこともあるので、今後は事業廃止の方向で進めたいと考えています。事業目的が他制度で補うことができる事業などを見直し、そこで新たに財源を見出して事業の立ち上げ、既存事業の拡充の図り、多様な要望に応えることが必要だと考えています。例を挙げると、日常生活用具給付事業において、要望が多い給付品目を新たに追加するなど既存事業の拡充を今後図りたいと思っています。

(2) 福祉に携わる職員の資質の向上について

(障がい保健福祉課)新規採用職員の採用時の研修の中で、障がいのある方、高齢者の立場になって考え、気持ちを理解し、サポート方法を学ぶことを目的とした講演と擬似体験を市社協や発達障がい者支援センターみなわの協力を得て実施しています。また、今年度からは新任ラインの主査研修においても、合理的配慮を学ぶ機会や福祉擬似体験、講演などを実施しています。これについては、市の社協、ヒューマンネットワーク熊本、熊本市障がい者相談支援センター青空の協力を得て行っております。ただし、今後は実際に施設等に出向いて障がい者や障がい児と接しながら、障がいに対する正しい理解と業務上配慮すべき点等を学ぶ研修の開催も検討していきたいと考えています。

(3) 講演会や啓発イベントによる理解の促進について

(子ども発達支援センター)「発達障がいについての講演会」については以前の回数と同じように実施しているので、県の発達障がい者支援センターと、熊本市発達障がい者支援センター、子ども発達支援センターで4回行うことは変わっていません。今後も市政だよりなどで広報しながら同じ回数、講演会を開催し周知したいと考えています。これは講師を招聘しての講演会となるので、そちらの回数は変わらず実施できます。また啓発、理解促進の取り組みの促進について、市民を対象とした講話については、子ども発達支援センター及び熊本市発達障がい者支援センターの職員が民生委員、保育園の保護者を対象に実施しており、啓発、理解促進に努めています。今後もPTAなどへの働きかけなども行っていきたいと思っています。

(4) 職員等への啓発について(障がい者サポーター制度)

(障がい保健福祉課)市職員の障がい者サポーターへの登録者数は438名となっており、全職員の7パーセント程度です。受講者の数は把握できていませんが、受講者で考えると倍以上ぐらいの人数になるのではないかと考えております。市としてはサポーター研修以外にも障害者差別解消法の施行に伴い、職員研修等を実施をしています。昨年度は450名程度の受講がありました。また、定期的に研修以外の取り組みとして、全職員が見る機会がある全庁掲示板システムの中で定期的に障がい者への理解を深めるための情報の発信等を行っています。今後も積極的に啓発を進めていきたいと考えています。

(5) 職員等への啓発について(教育現場での啓発)

(教育委員会総合支援課)各学校で、特別支援教育の校内研修を実施しており、巡回相談員の派遣等も活用されている。今後も全職員を対象とした校内研修等の充実を進めていきたいと

考えております。

更に、学級支援員等には、年5回の研修を行っています。それと、教職員や保護者、市民を対象とした特別支援教育セミナー等の実施をして、参加を呼びかけているところです。ここには書いていませんが、全小学1年生、中学1年生の保護者に対して、特別支援教育のリーフレット等を毎年配布して啓発に努めています。

(6) ボランティアの養成について

(こころの健康センター) 今後の方針等のところに書いてある精神障がいへの理解を深めるための普及啓発に内容を転換していくと記載してあります。「精神障がいへの理解を深める」事業として精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉に関する知識の普及と人材育成を行っております。知識普及については資料1の2ページ、表の下から3段目②にあります、「講演会や啓発イベントによる理解の促進」において、精神保健福祉の知識についてマスコミ等での啓発や市民や支援者向けの講演会や研修会を実施しています。ボランティア育成も含めた人材育成としては、6ページの表の下段にある⑦「ピアサポーター等の活動支援」において、市民向け「ピアサポート講演会」で、精神障がい者への理解を図り、「ピアサポート養成講座」や、「修了生のつどい」等で育成に取り組み、活動の支援を行っています。

(7) 相談・支援の充実について

(子ども発達支援センター) 早期支援ができるように全ケース保護者支援に力を入れていきたいと思っています。また、保育園・幼稚園、認定こども園、学校との連携に力を入れていきたいと考えています。支援についてより分かりやすいようにということで今年度はリーフレットを改訂しています。今後も努力していきたいと思っています。

(8) 障がい児保育の充実について

(保育幼稚園課) 回答としては、平成28年度においては、市立保育施設1施設で医療的ケアが必要な園児1名の受け入れを実施しています。

(9) 家族支援の充実について

(障がい保健福祉課) 予算額としては、児童発達支援、放課後等デイサービスともに増加しております。予算は前年の10月頃に予算を組みます。その時点ではどうしても、それまでの実績等をもとに次年度の予算を組みますので、次年度実際に予算が足りなくなった時点で、補正予算等により対応しています。

(子どもの発達支援センター)ペアレントトレーニング事業は、前年まで子育て安心親支援事業となっていました。減額は保育園、幼稚園等の特別支援コーディネーター養成事業の効率化等によるもので減らしていて、これも力を入れているところです。保護者支援については、削減せず、新規にペアレントプログラム、ペアレントトレーニング等を年度後半に実施するように計画しています。

(10)熊本市放課後児童健全育成事業について

(青少年教育課)熊本市における放課後児童健全育成事業、いわゆる児童育成クラブでは、障がい児やその他特に支援を要する児童に配慮するため、指導員の加配を実施しており、その対象児童数の推移は以下の表の通りです。加配対象となるのは、障がい者手帳の有無に関わらず、指導員が付いて支援をする必要があると判断された児童です。近年では、児童育成クラブと放課後等デイサービスを併用する児童や、放課後等デイサービスのみを利用するために児童育成クラブを退会する児童も多々見られるようになっていきます。

(11)地域医療体制の整備

(子ども発達支援センター)教育委員会の笑顔いきいき特別支援教育推進事業のブロック会議があり、その会議と子ども発達支援センターが連携している保健、療育、医療、専門職の地域のネットワークを協働して5地域ごとの地域発達支援ネットワークの研修会等を合同で行えないかと検討し、実施しているところです。現在地域発達支援ネットワークは、自立している北ネット、共同でやっております南ネット、東ネットがありますが、西ネットでもこの取り組みが少し始まっています。中央区はまだ準備段階で会合を行い、少し進めているところです。

(12)福祉サービスの第三者評価について

(障がい保健福祉課)受審には金銭的に 20、30 万円と負担がかかるため、市としては努力目標としています。ただ、一部補助等の予定はありません。平成 24 年以降、熊本市の指定事業所で、第三者評価を受審した事業所は延べ 20 事業所ありますが、今後は実施指導、集団指導等でこの受審を促していこうと考えています。金銭的な問題も含めて受審がなかなか進まない、難しいということもありますので、そういった場合でも自己評価については徹底して行っていただく指導をしたいと考えています。

(13) 民生委員・児童委員への研修について

(健康福祉政策課)平成 28 年度の取り組み実績に記載しているとおり、健康福祉政策課で民生委員・児童委員に対する研修会を開催し、その中で障がい者に関する知識や障がい者の方への対応技術の習得に努めていただくとともに、本市の障がい者施策に対する理解を深めていただいています。今後もそういった研修会を開催していく予定です。

(14) 障がいを理由とする差別の解消について

(障がい保健福祉課)市職員のサポーター研修については今後も力を入れていきたいと考えています。サポーター研修会は今年度 3 回予定していて職員に対しても呼びかけていきたいと思っています。

2 つめの質問ですが、こちらの資料は一部修正があり、正誤表を付けています。質問の趣旨としては差別解消法の予算が 10 分の 1 となっているのはなぜかといったことだと思いますが、実際は 28 年度の決算額が 12 万 1 千円、それが 29 年度の予算額では 16 万円となっています。金額についてはほぼ変わりません。

(15) 発達障がいへの対応について

(子ども発達支援センター)平成 29 年度にも新規相談枠は少し増やして、この件数を減らすことなく相談支援に従事する人員は確保しているところです。

(16) 地域ぐるみの防犯・防災体制の整備について

(健康福祉政策課)本制度は、援護を必要とする方々の情報を地域に提供して、地域ぐるみで助け合う体制を整えることを目的としており、そのためにご本人から情報等を提供していただき、幅広く災害時要援護者に登録していただけるよう周知をしています。要件については、援護が必要となる方を幅広く捕捉できるよう考える 5 つの要件を掲げていますが、この要件については要援護者を制限する趣旨ではありません。例えば、ご指摘があった「障がいのある方」については障がい者手帳の保持を要件としているものではないので、身体等の状況により援護が必要であれば幅広く対象としているところです。今後、5 つの要件に全く該当しない方で援護が必要な方がいるのであれば検討していきたいと考えています。

(17) 福祉避難所の拡充について

(障がい保健福祉課)熊本市地域防災計画は今年度見直しを行っており、一時避難所への要

配慮者スペース、福祉避難室の設置を明記しています。本プランについては来年改定の予定なのでその際に明記したいと思っています。

特別支援学校を福祉避難所として位置づけてもらいたいというご意見については、市内に6か所特別支援学校がありますが、福祉子ども避難所(仮称)として位置づける方向で関係機関と協議を進めています。

「福祉子ども避難所」の名称は、現在は仮称で、大規模災害発生時に基本的に特別支援学校や特別支援教室に通う児童・生徒及び保護者を受け入れる福祉避難所として、特別支援学校に設置するということから、この名称を考えています。そのような経緯があり、一般の福祉避難所とは違うということを市民に広く周知するために、このような名称が適当ではないかと考えた次第です。ただ、受け入れについては児童・生徒に限定はせず、必要に応じて柔軟な対応を行うことを検討しています。

委員の皆様からいただいた質問への回答は以上になります。

■相藤会長

ありがとうございました。それでは3つまとめて皆さんからご質問ありますでしょうか。質問をされた方もですが、今日気付かれたことも含めて何かあれば。

■中山委員

このプランとしてはよいと思います。ただ、私たち団体からすれば、福祉の相談で訪れたとしても、受付段階で医療政策課(区の難病担当窓口)へ回されてしまって、生活面での課題(福祉サービスの利用)がうまく拾われずに終わるケースが少なからずありました。福祉と医療費助成等を一体的に聞きたる窓口機能の強化を、この数年間、強く求めてきたところ です。

ただ、特に必要になるのは、ソーシャルワークです。理由としては、県内患者の4割以上が熊本市民であり、生活支援や就労問題が増加していることです。現在、熊本県難病相談支援センターでは、看護師を含む6人ほどで回しています。できれば、県事業の一部を補填するような予算措置ではなく、熊本市独自にソーシャルワーカー2名を追加できるような予算計画をプランに入れて欲しいと考えています。本来なら、熊本市難病相談支援センターがあっても良いのかなとおもいますが、非効率ですから一体的にやればと思います。

熊本市の精神障がいピアサポート事業はとても優秀で、これはそのまま難病でも使えます。他の自治体には、「難病患者ピアサポーター養成講座」というものがあり、病気の受容を通して、社会的自立へとつなぐ仕組みが導入されている。そういうものを難病対策として加えて頂ければありがたいです。

平成30年度から障がい高齢者への介護保険制度が一部改正されて実施されますが、熊本市としての考え方はいかがでしょうか。資料には、当事者のニーズ調査に基づいた福祉サービス量の推計が記載されておりますが、介護保険サービスが加わることでどのように変化するのかなどが気になるところです。

次に全体の福祉ニーズに対する労働者数は足りているのでしょうか。市の資料には、ヘルパー養成を行う旨の記載がありますが、働き手であるホームヘルパーの確保はかなり困難な状況です。サービスを受けたいと考えている当事者の気持ちを実現していくための具体的な取組みを、もう少し分かりやすい形で載せてほしいと思います。

■相藤会長

関係課はどうでしょうか。すぐには答えられないと思いますが。

■事務局

すぐにお答えできかねます。第5期計画の策定は今からなので、中山委員の発言を計画の中に入れることができるといってもありますし、来年度にはプランの策定もありますので、その中で入れることも良いのかなと思います。今言われた内容をある程度正確に把握した上で検討させていただきたいと思います。

■松村委員

私のほうからもいくつか質問を出しましたが、それぞれに回答をいただき、ありがとうございました。その中で回答は回答として確認しましたが、お願いも込めまして皆様方にお話をさせていただきたいと思います。

1つは民生委員への研修について。質問の仕方が言葉足らずで大変申し訳ないですが、知識、技術の習得と書いてありましたが、具体的にはどのような支援を研修するのか聞きたかったのですが、書いてある通りにやっていますとの回答でした。具体的にはどのような研修をしているのでしょうか。

2つめは防災計画において要援護者の扱いをどのようにみるのかということで、障がいのある方という言い方は障害者手帳を持っている、持っていないに関係ないですよ、あるいはここに記載されている以外に必要なニーズがあれば検討する余地はあるとか、行政の方々の考えとしては、そういうことなんだというお話がありました。また、最後の子ども避難所の子どもの名前がついているところが、子どもだけではなく、大人でも支援学校に避難することが適切と思われる方はどんどん受け入れていくから大丈夫と回答をいただきました。今の援護者の認定、子ども避難所がどういったものか、より多くの熊本市民が誤認なく市の方々から回答いただいた考え方を正確に受け止めてほしいなど、委員の一人として考えています。情報を懇切丁寧に口で説明することは無理なので、ホームページ、チラシ、学校、地域での会話等が、一般市民が情報を知るすべになります。その中で今、市の方々から回答をいただいたニュアンス、意味合いがうまく伝わればいいのですが、支援学校が福祉避難所になっているけど、支援学校に通っている子どもしか避難できないのではとか、子どもの避難所だから18歳以上は避難できないとか。民生委員の会合の中でも、避難の際に民生委員の支援が必要であれば名簿に登録しといてくださいと。障がいのある人が対象なので、そういった人たちは登録しておいてくださいということで、制度の一部を

切り取った認識の中で一般市民の方々が、あたかもそういった制度と誤ってしまわないように。今、丁寧に説明いただいたことが広く市民が理解いただけるように周知してほしい。もうすぐ次の新しいプランはこうなったといった説明も同じように、決して市民が誤認しないような正しい説明をしてほしい。例えば、私の場合、親の会でも、今日あった市の会議の席上でこんな説明がありましたと、できるだけ多くの人々に知ってもらうために丁寧に説明します。ただし、我々だけでは限界がありますので、市の周知の徹底を常に意識して、障がいのある人だけではなく、多くの市民が正しく理解するように努めていただきたいと思います。

民生委員の会合の中で、私も親の会の1人として色々話をしてきました。先ほど申し上げたような発言もその中でありました。特に発達系の当事者、親御さんは見目で分かりづらい障がいなので、そのことをできるだけ丁寧に説明したつもりでしたが、支援をしてほしいなら名簿に登録をしてくださいと何回も言われました。もちろんこの登録名簿の制度自体はとても意義があることだと思うし、それを活用することは当然重要なことだと思います。それを含めて地域で平時から配慮がいるであろう、隣近所はどんな人がいるのか民生委員の人たちにも分かっていたいただきたい。名簿に登録する、しないを乗り越えた時点でお互いが理解しあうことの大切さを伝えていきたいと、私は伝えたつもりですが、どうしても民生委員の方々の壁は高く、支援をしてほしいなら登録してください、の一点張りでした。そこをどう乗り越えていくか、今私が話した正しい周知をいかに官民挙げてしていくのが重要だと思います。この場を借りまして次のプラン見直しを含め、それを念頭においた審議をしていただければと思います。以上です。

■相藤会長

市民への周知はどこも一緒かと思いますが、いろいろな施策がありますが、それを全て市民へ周知することは大変かと思いますが。障がい者の場合は特に今言われた通り見えない支援をどうするか。私も民生委員と関わってきましたが、どこに支援すればいいのか、誰を支援すればいいのか、民生委員から意見をいただいていた。その時間の経過の中で、こういった登録制度が出てきたのではないかと理解しています。民生委員たちに周知してもらうためには、隣近所、地域の方たちの共生社会も必要だし、知ってもらう努力も必要かと思いました。民生委員からは、今は個人情報保護で隠されていて分からないと聞きました。お互いに理解しあっていくところではないかと思います。

皆様いかがでしょうか。周知について松村委員からありましたのでよろしくお願いします。

他に何かありませんか。なければ次に進みます。

7. 議事

(2)第5期熊本市障がい福祉計画及び第1期熊本市障がい児福祉計画の策定について

■相藤会長

第5期熊本市障がい福祉計画及び第1期熊本市障がい児福祉計画の策定について、今回は障がい児の福祉計画の策定があるので、事務局から説明をお願いします。

■事務局

第5期熊本市障がい福祉計画及び第1期熊本市障がい児福祉計画の策定について説明します。

お手元の資料スライド番号 2 をご覧ください。計画の策定根拠ですが、障害者総合支援法において市町村は厚生労働大臣の定める基本方針に即して「障害福祉計画」を定めることとされており、平成30年度から平成32年度までが第5期障害福祉計画の期間となっています。そのため、29年度中に計画の策定を行う必要があります。また、障害者総合支援法と児童福祉法の一部改正により、平成30年度から新たに障害児福祉計画の策定が義務づけられています。

3、4 ページでは最近の施策の主な動きを載せています。主なものとして障害者総合支援法と児童福祉法の一部改正などの法改正や様々な検討会の開催などがあり、いろいろな動きがっております。

5 ページから7 ページは基本指針の見直しの主なポイントについて。最近の施策の主な動きを説明しましたが、それを踏まえて第5期障がい者福祉計画等にかかる国の基本方針の見直しが行われています。この見直しにより新たに加えられたポイントについて大きく6つに整理したものを資料に載せています。1つ目の「地域における生活の維持及び継続の推進」は、地域生活支援拠点等の整備を一層進めるとともに、基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進することとされています。

2つ目の「精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築」は、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にすることとされています。

3つ目の「就労定着に向けた支援」は、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労定着支援が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に加えることとされています。

4つ目の「障がい児のサービス提供体制の計画的な構築」は、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図ることとされています。

5つ目の「地域共生社会の実現に向けた取組」は、高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなるようにすることや、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込むこととされています。

6つ目の「発達障害者支援の一層の充実」は、発達障がい者支援地域協議会の設置の重要性などを盛り込むこととされています。

その他にも障がいを理由とする差別の解消の推進や障がい者虐待の防止などが見直しのポイントとして挙げられています。

また、市町村が計画を策定する際に配慮する基本理念や障害福祉サービス等の提供体制の

確保に関する基本的な考え方についても基本方針の中で示されています。

今回策定する計画が目指す目的として、障がい児・者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等にかかる平成32年度末の数値目標を設定すること、そして、障害福祉サービスや障害児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることが明記されています。

以上の点を踏まえて、策定にあたっては、熊本市としては、今年度末で第4期の障がい福祉計画の計画期間が満了となること、そして、法改正に伴って30年度から新たに障害児福祉計画の策定が義務付けられることから、国の基本方針に基づいて平成30年度から32年度までの3カ年の第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画を一体的に策定することとしました。

では、ここからは、第5期の熊本市障がい福祉計画の構成案について説明をしたいと思います。国の基本方針に基づいて、6章からなる計画の構成を考えています。

第1章の計画の概要では、先ほど説明した基本方針に基づいて、計画策定の趣旨、基本理念、基本的な考え方を記載する予定です。計画の位置づけは12ページの表のとおりですが、障がい者プランについては、30年度までとなっていることから、来年度に策定作業を行うことにしています。他の計画との関係については、高齢者、子ども、健康の分野との連携や計画間の整合を図りながら、障がい児・者支援の体制づくりに取り組むとともに、県の計画等とも整合を図っていくことにしています。

計画期間は、平成30年度から32年度までとし、この会議の中で、成果目標と活動指標について毎年その実績を分析・評価していくことにしています。

第2章の障がい者数の現況では、現在の第4期計画と同じく、手帳所持者数や難病患者の状況、そして、障害福祉サービス受給者数を記載する予定です。

第3章の平成32年度の数値目標では、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本方針に基づいて、平成32年度を目標年度とする次の5つの成果目標を設定することになります。なお、資料に記載している数値は、国の基本方針によるものですが、市の計画には熊本市の実情に応じてこれから設定を行う予定にしています。資料の横に「新」と記載されているものが、今回の計画で新たに盛り込むことになるものです。特に、成果目標⑤の障がい児支援の提供体制の整備等では、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築や医療的ニーズへの対応に関する数値目標を設定することになります。

第4章の障害福祉サービスの必要量の見込みでは、国の基本指針に基づいて、本市の過去の利用実績からの伸びや、現在実施している障がい者のサービスの利用に関する意向調査等から見込み量を算出することになっています。資料の横に「新」と記載されているものが、今回の計画で新たに盛り込むことになります。

第5章の地域生活支援事業の必要量見込みでは、障がいのある人の地域における自立した日常生活または社会生活を支援するため、地域の実情に応じた事業形態で市町村が実施する地域生活支援事業について定めることにしています。

具体的には、実施する事業内容、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方や量の見込み、各事業の見込み量の確保のための方策などを定めることにしています。事業内容については記載のとおりです。

最後の第 6 章では、これまで説明を行ってきた障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込みなどの確保するための方策を定めることにしています。

計画の策定に向けたスケジュールを掲載しています。今後は、福祉に関するアンケート調査や特別支援学校進路希望調査などを参考にしながら、11 月を目標に計画の素案を作成したいと考えています。素案を作成した後は、この会議の委員の皆さんからの意見聴取、障がい者団体への意見照会、精神保健福祉審議会や障がい者自立支援協議会での意見聴取を考えています。その後、パブリックコメントによる意見集約を経て、素案の修正を行い、来年 1 月に予定している第 2 回のこの会議で審議をいただく予定にしています。最終的には 3 月の計画決定を目指すことにしています。

最後に、現在実施中の当事者アンケートについて簡単にご説明します。

今回の計画を策定するにあたって、国の基本方針に基づいて、計画を策定するために必要な基礎資料を得ることを目的として、障害児・者の生活状況や社会参加状況、障害福祉サービスの利用状況等の実情とニーズ及び課題を把握するためにアンケートを実施しています。調査の対象者は、市内に居住する身体・療育・精神の手帳所持者、指定難病医療受給者証所持者、障害福祉サービス受給者を対象に 3,000 人を無作為抽出しました。調査方法や期間は記載のとおりです。調査項目については、お配りした資料のとおりです。以上です。

■相藤会長

ありがとうございました。あまり時間はありませんが、今の説明でこれだけは聞いておきたいということがあればお願いします。よろしいでしょうか。これから計画を作成するので、アンケートを集約した後、その都度私たちに提示があるかと思います。その時に気付いたことを反映させていけばいいかと思います。それではその他に移ります。

7. 議事

(3)その他 ・障害福祉サービスに係る利用者負担軽減の見直しについて

■相藤会長

障害福祉サービスに係る利用者負担軽減の見直しについてということで、事務局からお願いします。

■事務局

障害福祉サービスに係る利用者負担軽減の見直しについて説明いたします。これについては 5 月に行われた第 1 回自立支援協議会でもお示した内容です。

資料 4 の概要から説明します。皆さんご存じかとは思いますが、障害者総合支援法及び児童福祉法では、障害福祉サービス等の利用にあたり、本人負担として国が定める負担上限額、もしくは利用者サービス費の 1 割相当のどちらか低い方を本人が負担をする制度となっています。これに対して本市では平成 19 年の 4 月から利用者負担を軽減する独自の施策として、利用者負担額の 1/2 を助成しています。具体的に言いますと、下に書いてある図を見てください。これは平成 28 年 4 月 1 日のものです。一番左の列に所得区分に 5 つの категорияがあり、上から順番に生活保護、低所得 1、低所得 2、一般 1、一般 2 とありますが、今回議題に上っている負担割合の見直し、自己負担の軽減についての話は一般 1、一般 2 のところですので、元々自己負担がない、生活保護、低所得 1、低所得 2 に属する方々には関係ありません。この一般 1、一般 2 がどういった category か説明しますと、一般 1 は市町村民税課税世帯に属する者の内ア又はイに該当し、市町村民税所得割額 16 万円(児は 28 万円)未満の者で、ア居宅で生活する者、イ 20 歳未満の施設入所者ということになります。障がい児の場合は 18 歳未満なので当然居宅であろうと施設であろうと関係ありません。障がい者のほうは居宅で生活する者、18 歳、19 歳で施設に入所している者がこちらの障がい者の列に含まれます。障がい児の一般 1 が 1,349 名、一般 2 で 132 名。障がい者の一般 1 は 235 名、一般 2 で合計 63 名となっています。この一般 1、一般 2 の関係あるところの人数の合計が 1,791 名。ここに示してある合計が 7,047 名なのでそのうちの 25.3%がこの負担割合の見直しに関わってくる人数です。

続きまして、障害福祉サービスの状況ということで表をご覧ください。平成 24 年度から平成 28 年度まで、4 年間の推移を載せています。事業所数は 24 年度で 404 事業所、28 年度は 629 事業所で 225 事業所増です。支給決定者数は 24 年度は 5,279 名でしたが、28 年度は 7,507 名 1,778 名増と右肩上がりの状況です。先ほどの表では合計 7,047 名となっていますが、こちらの表では 7,057 名と 10 名多い。この 10 名は計画相談のみの決定者 10 名を足した数が 7,057 名で上の 7,047 名は具体的なサービス利用まで決定している人数なので、10 名の差が出ています。

続きまして 2 ページをご覧ください。障害福祉サービス費及び利用者負担軽減の推移について。ここは予算額を提示しています。図の上は総予算額が記載されていて、それに含まれる形での利用者軽減費用が下の枠に書いてあります。平成 25 年度は 88 億円余り、利用者負担軽減経費が 1,500 万円、平成 29 年度になると 122 億 8,000 万で利用者負担軽減費用が 4,500 万円です。総事業費はおよそ 34 億 7,000 万円の増、利用者負担軽減費は 3,000 万円の増となっています。

3 ページに飛んでいただくと、これまでの障害福祉サービスの制度の変遷を載せています。利用者負担の国の軽減措置の経過をご確認ください。①の平成 18 年 4 月は障害者自立支援法が施行されたところで、下の図の①に対応しています。19 年、20 年、22 年と進むにつれて制度が変化していきますが、④の平成 22 年から低所得者(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化ということで自立支援法が改正されて、低所得者の無料化が実現しています。1 ページの図に戻っていただくと生活保護から低所得 2 までの所得区分の方の無料化が実現しました。4 ページ

は他都市の状況について載せております。平成 28 年 4 月 1 日時点での数字ですが、上から数値が並んでいますが上から 3 番目が熊本市。熊本市の支給決定者のうち障がい児と障がい者の重複者が 518 人います。これを先ほどの 7,057 人に足すと 7,575 人になります。支給決定件数は 7,575 名が総支給決定者になりますが、28 年度の軽減費予算、3500 万円をこれで割ると一人あたり 4,620 円となります。これは軽減措置を受けている、受けていないに関わらず、すべての支給決定者に頭割りをしています。この順で上から並べています。政令市の中では 3 番目に手厚い施策をとっていると言えらると思います。

この状況を踏まえて 2 ページ。「3 課題(見直し理由)」について。国においては、平成 22 年に利用者負担の考えが「応益負担」から「応能負担」へ見直され、低所得者の利用者負担が無料とされました。また、平成 28 年 6 月に交付された改正障害者総合支援法で、「応能負担」は継続し、「自立生活援助」「就労定着支援」などの新たなサービスが平成 30 年 4 月にスタートすることが示されています。このような中、障害福祉サービス事業所数、支給決定者数も増加して、福祉サービスの提供が充実してきている一方で、障害福祉サービスに係わる経費も継続的に増加している状況でございます。これらの状況から持続可能な利用者負担軽減制度とするために見直しが必要な状況であります。見直しの実施時期は、新たなサービスの開始とあわせ、平成 30 年 4 月とさせていきたいと考えております。ただし、この見直しについては、社会保障審議会の障害者部会での指摘、要望事項について国がどのような対応していくのか。具体的なビジョン、スケジュール等について問い合わせを行っていますが、未だ不透明な点があるので、それを確認しながら慎重に進めたいと考えています。以上です。

■相藤会長

ありがとうございました。今の説明で聞きたいことはありますでしょうか。援助を必要としている方、必要としている所に与えられるような施策ができるか一番悩ましいところかと思えます。国の出方を見ているとのことなので、それが確定したところでまた熊本市もはっきりとしたことが示せるのではないかと思います。

他にありませんか。これだけは言っておきたいことがあればどうぞ。

■古賀委員

公募委員の古賀と申します。今年からお世話になります。私は難病を抱えており、障害者手帳も所持しています。見た目では分からない障がいですので、自分で障がいがあることを伝えないと助けてもらえないことが沢山あります。この会議に出席する時、エレベーターに乗った際、日隈さんが車いすで乗ろうとした時に、市職員の方が何かお手伝いすることはありませんかと声をかけている姿を見て嬉しく思いました。

第 5 期計画を作る際にお願ひですが、障がい者でも声を出せる人は大丈夫ですが、声を出せない人、手を挙げるできない人がいるので、名称は分かりませんが、カードのようなものを提示して困っている人を助けてほしい。カードは誰もが持て、簡単に使える物を作ってほしいと

思います。そういった物があれば人の手を必要とする人は助かると思います、

■相藤会長

その話は他の場所でも検討されていて、実施されているところもございます。熊本市でも普及できたらいいなと思います。お店や官公庁にも置いてもらい、提示したら意味が分かるようにしてほしいですね。なかなか本人から発言できないような人には絵やカードが良いかもしれません。聴覚障がい者の方々は簡単なコミュニケーションが取れる小さな手帳を持っていて、それを提示しています。

他にはありませんか。以上をもちまして本日予定されていた全ての議事が終了しました。ありがとうございました。

8. 事務局連絡

9. 閉会

■事務局

これを持ちまして平成29年度第1回熊本市障害者施策推進協議会を終了します。第2回は来年1月ごろを予定しております。長時間に渡るご審議、ありがとうございました。